

人事行政運営状況報告書

1 職員の任用の状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在）

区 分 部 門		職員数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
		令和5年度	令和6年度		
一般行政部門	事 務 局	4 人	4 人	0 人	
	小 計	4 人	4 人	0 人	
特別行政部門	消 防	343 人 [16]	348 人 [14]	5 人	・ 令和5年度中途採用4人増 ・ 令和5年度は甲府市からの派遣職員2人に対し、令和6年度は1人であったため、1人減 ・ 令和5年度退職者12人(うち再任用3人)に対し、令和6年度採用者が14人(うち再任用1人)であったため、2人増
	小 計	343 人 [16]	348 人 [14]	5 人	
合 計		347 人 [16] 【376 人】	352 人 [14] 【376 人】	5 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

【 】内は定数です。

[]内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用勤務職員です。（定数外職員ですが職員数に含みます。）

(2) 年齢別職員数の状況（令和6年度）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	平均
一般行政職	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	0 人	51.8 歳
消 防 職	4 人	96 人	97 人	55 人	75 人	21 人	39.9 歳
合 計 (構成比)	4 人 (1.1%)	96 人 (27.3%)	97 人 (27.5%)	57 人 (16.2%)	77 人 (21.9%)	21 人 (6.0%)	40.1 歳

(3) 採用の状況（令和6年度）

ア 採用の状況

区分 職種	試験採用	選考採用	再任用		計
			常勤	短時間	
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
消 防 職	13 人	0 人	0 人	1 人	14 人
合 計 (構成比)	13 人 (92.9%)	0 人 (%)	0 人 (%)	1 人 (7.1%)	14 人

イ 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

	1 次試験日	2 次試験日	最終合格発表日
定 例	令和 6 年 9 月 22 日	令和 6 年 10 月 26 日・10 月 27 日	令和 6 年 11 月 15 日
再募集	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

	論文試験・適正検査	面接試験	最終合格発表日
経験者 (1 回目)	令和 6 年 9 月 22 日	令和 6 年 10 月 26 日	令和 6 年 11 月 15 日

(イ) 競争試験の実施状況

	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第 1 次合格者数	最終合格者数 (採用)	競争倍率
一般行政職	0 人 0 人	0 人 0 人	0 人 0 人	0%	0 人	0 人	0 倍
消 防 職	10 人程度 0 人	44 人 0 人	41 人 0 人	93.2%	38 人	20 人	2.1 倍
消 防 職 (経験者)	若干名 0 人	1 人 0 人	1 人 0 人	100%		1 人	1.0 倍

(注) 上段は定例試験、下段は再募集試験です。

(4) 退職等の状況 (令和 6 年度)

区分 職種	定 年	勸 奨	普 通	その他	合 計
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
消 防 職	7 人	3 人	12 人	4 人	26 人
合 計 (構成比)	7 人 (26.9%)	3 人 (11.5%)	12 人 (46.2%)	4 人 (15.4%)	26 人

(注) 「その他」には、死亡、任期満了が含まれます。

(5) 昇任の状況 (令和 6 年度)

区分 職種	昇 任				
	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
消 防 職	8 人	3 人	6 人	3 人	1 人
合 計 (構成比)	8 人 (38.1%)	3 人 (14.3%)	6 人 (28.6%)	3 人 (14.3%)	1 人 (4.7%)

2 人事評価の状況について

職員の能力開発・自己実現の促進と組織の活性化等を図るため、業績・能力主義に基づく人事評価制度を平成 18 年度から導入し試行、平成 21 年度には全職員を対象として実施しています。

また、平成26年5月に地方公務員法が改正され、評価結果を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することとなりました。これにより当組合の人事評価制度を見直し、人事管理の基礎資料として運用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 昨年度の人件費率
令和6年度	293,331 人 (R7.3.31)	4,019,566 千円	62,124 千円	3,031,582 千円	75.4%	77.3%

(注) 甲府地区広域行政事務組合における普通会計は、一般会計・消防事業特別会計を含んだものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	371 人	1,311,336 千円	444,457 千円	548,117 千円	2,303,910 千円	6,210 千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職			消 防 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
399,500 円	492,318 円	51.8 歳	295,800 円	376,300 円	39.9 歳

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		決定初任給	採用2年経過給料額
一般行政職	大学卒以上	220,000 円	230,000 円
	短大卒以上	201,000 円	213,600 円
	高校卒以上	188,000 円	201,000 円
消 防 職	大学卒以上	230,000 円	238,200 円
	短大卒以上	220,000 円	230,000 円
	高校卒以上	207,400 円	220,000 円

(5) 職員の経験年数別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数 10～14 年	経験年数 15～19 年	経験年数 20～24 年	経験年数 25～29 年
一般行政職	—	—	—	354,700 円
消 防 職	278,500 円	320,600 円	360,600 円	366,600 円

(6) 級別職員数の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
職務区分	主 事 技 師	主 任	主 任	係 長 (副主査)	課 長 補 佐	課 長 主 幹	室 長	部 長	
職 員 数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	4 人
構 成 比				25.0%	25.0%	25.0%		25.0%	100.0%
参考 1 年前の 構成比				25.0%	25.0%	25.0%		25.0%	100.0%

イ 消防職

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
職務区分	消防士 消防副士長	消防士長	消防司令補 副主査	消防司令補 副主査	消防司令 主任主査	消防司令長	消防監	消防正監	
職 員 数	89 人	73 人	58 人	48 人	63 人	9 人	7 人	1 人	348 人
構 成 比	25.6%	21.0%	16.6%	13.8%	18.1%	2.6%	2.0%	0.3%	100%
参考 1 年前の 構成比	26.0%	20.7%	16.3%	13.4%	19.0%	2.0%	2.3%	0.3%	100%

(注) 1 甲府地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 職務区分とは、それぞれの級に該当する代表的な職位です。

(7) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当、退職手当の状況（令和 6 年度支給割合）

区分		期末	勤勉
期末勤勉 手当	6 月期	1.225 月分 (0.6875) 月分	1.025 月分 (0.4875) 月分

	12 月期	1. 275 月分 (0. 7125) 月分	1. 075 月分 (0. 5125) 月分
	計	2. 500 月分 (1. 400) 月分	2. 100 月分 (1. 000) 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	(H26. 7. 1～) 20. 4450 月分 (H30. 1. 1～) 19. 6695 月分	(H26. 7. 1～) 25. 5563 月分 (H30. 1. 1～) 24. 5869 月分
	勤続 25 年	(H26. 7. 1～) 29. 1450 月分 (H30. 1. 1～) 28. 0395 月分	(H26. 7. 1～) 34. 5825 月分 (H30. 1. 1～) 33. 2708 月分
	勤続 35 年	(H26. 7. 1～) 41. 3250 月分 (H30. 1. 1～) 39. 7575 月分	(H26. 7. 1～) 49. 590 月分 (H30. 1. 1～) 47. 709 月分
	最 高 限 度 額	(H26. 7. 1～) 49. 590 月分 (H30. 1. 1～) 47. 709 月分	(H26. 7. 1～) 49. 590 月分 (H30. 1. 1～) 47. 709 月分
	そ の 他 の 加 算	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
	退 職 時 特 別 昇 給	なし	
	1 人 当 た り 平 均 支 給 額	9, 782 千円	21, 653 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(注) 期末勤勉手当の括弧内の月数（月分）は定年前再任用短時間勤務職員の支給月数です。

イ その他の手当

特殊勤務 手当 (6 年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		74. 2%
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		46, 170 円
	代表的な特殊勤務手当支給対象職員		火災や救急などの災害に出動した職員
時間外 勤務手当	6 年度	支給総額	77, 843, 508 円
		職員 1 人当たり支給年額	235, 176 円
	5 年度	支給総額	76, 565, 077 円
		職員 1 人当たり支給年額	234, 143 円

	内容	国の制度 との異同	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ① 配偶者 6, 500 円/月 ② 父母等 6, 500 円/月 ③ 子 10, 000 円/月 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間 にある子 1 人につき 5, 000 円加算	同じ	

住居手当	借家・貸間に居住する職員に支給 家賃の額に応じて月額最高 28,000 円まで	同じ	
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6 か月定期券等の額を一括支給 (ただし、月額換算 55,000 円を限度) ② 交通用具使用者 ・四輪車使用者 通勤距離 2 km～20 km のとき 距離に応じて 3,000 円～13,200 円を支給。 20 km を超えるときは 1km につき 660 円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて 2,000 円～31,600 円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	①同じ ②異なる ③同じ	② 四輪車使用者と二輪車等使用者の区分なし

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和 6 年度）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	令和 6 年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	7 人	1 人	0 人	15 人	7 人	0 人	0 人
	0 人	0 人	0 人				
女性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	1 人	1 人	0 人				
計	7 人	1 人	0 人	15 人	7 人	0 人	0 人
	1 人	1 人	0 人				

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は令和 6 年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が令和 5 年度から令和 6 年度にかけて引き続いている者の数です。

(2) 自己啓発等休業の取得状況

	令和 6 年度	令和 5 年度
新規	0 人	0 人
継続	0 人	0 人
計	0 人	0 人

(3) 配偶者同行休業の取得状況

	令和6年度	令和5年度
新規	0人	0人
継続	0人	0人
計	0人	0人

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分
消防職 (毎日勤務)				
消防職 (隔日勤務)	38時間45分	午前8時30分	翌日 午前8時30分	午後0時00分～午後1時00分 午後5時15分～午後6時30分 午後10時00分～午前6時00分 (うち6時間が仮眠時間) 午前6時00分～午前6時15分

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（各年1月1日～12月31日）

	令和6年 平均使用日数	令和5年 平均使用日数
一般行政	12.8日	10.4日
消防職(毎日勤務)	11.2日	10.6日
消防職(隔日勤務)	8.7日	5.9日

(3) 特別休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

種類		具体的な内容	付与日数
1 骨髄等提供休暇		骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等する場合	必要な期間
特別休暇	2 結婚休暇	結婚する場合	5日以内
	3 不妊治療休暇	不妊治療に係る通院当のため勤務しないことが相当であると認める場合（体外受精等の場合にあっては、10日以内）	5日以内
	4 配偶者出産休暇	配偶者が出産した場合	2日以内

	5 感染症まん延防止休暇	感染症のまん延を防止する場合	必要な期間
	6 天災事変による休暇	天災事変により職員の現住居が滅失、損壊した場合、又は、非常災害により交通が遮断された場合、職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって出勤が著しく困難な場合	必要な期間
7	ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	5 日以内
8	選挙権等行使休暇	正規の勤務時間中に選挙権を行使する場合、または、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会及びその他の官公署へ出頭する場合	必要な期間
9	育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合	1 日に 2 回 各 1 時間以内
10	生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合	必要な期間
11	妊娠中又は出産後の職員の通院休暇	妊娠中又は出産後 1 年以内で通院をする場合	
		(1) 妊娠 6 月まで 4 週間に 1 回 (2) 妊娠 7 月から 9 月まで 2 週間に 1 回 (3) 妊娠 10 月から出産の月まで 1 週間に 1 回 (4) 出産後 1 年間 その間に 3 回	
12	産前及び産後の休暇	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当る日から出産の日後8週間目に当る日までの期間	
13	男性職員の育児参加休暇	配偶者の産前産後期間において、小学校入学前の子供が既にいる場合は産前から、いない場合は産後に、男性職員が取得	5 日以内
14	子の看護休暇	養育する中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合（2人以上の場合にあっては、10 日以内）	5 日以内
15	忌引	親族の喪に遇った場合	
		(1) 父母 血族 7 日、姻族 3 日 (2) 配偶者 10 日、— (3) 祖父母 3 日、1 日 (4) 子 5 日、1 日 (5) 孫 1 日、— (6) 兄弟、姉妹 3 日、1 日 (7) 伯叔父母 1 日、1 日	
16	父母の祭日休暇	死亡した父母（配偶者の父母を除く）について神事又は仏事による回忌の法要等を営む場合	1 日
17	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため	5 日以内
18	短期の介護休暇	要介護者の介護又は世話をを行う場合（2 人以上の場合にあっては、10 日以内）	5 日以内
19	介護休暇	要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの）の介護をする場合	6 月以内
20	無給休暇	私費をもって学校、研究所等の機関において、又は外国に留学し、学習、調査、研究等を行う場合	1 年以内

(4) 介護休暇の取得状況（令和6年度）

	介護休暇取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 処分事由別分限処分者数（令和6年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 （法第28条第1項第1号）	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合 （法第28条第1項第2号、第2項第1号）	0人	0人	3人	0人	3人
職に必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）	0人	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 （法第28条第1項第4号）	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	0人	0人	1人	0人	1人
条例に定める事由による場合 （法第27条第2項）	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	4人	0人	4人

（注） 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

2 法とは、地方公務員法をいいます。

(2) 処分事由別懲戒処分者数（令和6年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 （法第29条第1項第1号）	0人	0人	2人	1人	3人
職務上の義務違反又は怠慢 （法第29条第1項第2号）	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 （法第29条第1項第3号）	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	2人	1人	3人

（注） その他、職務履行等の改善・向上を図るために行う指導上の措置として、訓告等 10 人。

(3) その他（令和6年度）

法第28条第4項により失職した者	0人
------------------	----

7 職員の服務の状況

(1) 服務規律の遵守に関する取り組み

取り組み内容	職員への周知方法
厳正な服務規律の確保、親切・公平な職務執行、飲酒運転の撲滅等交通法規の遵守、事務の効率化、地域住民の生命・身体及び財産の火災からの保護、水火災又は地震等の災害による被害の軽減、安寧秩序の維持、社会公共の福祉増進	通達及び伝達

(2) 営利企業等の従事許可の状況

令和5年度	令和6年度
10 件	1 件

8 職員の退職管理の状況

定年退職者数	再就職先				再就職者数
	本組合暫定再任用職員	本組合会計年度任用職員	外郭団体等	民間企業等	
7 人	6 人	0 人	1 人	0 人	7 人

9 職員の研修の状況

(1) 人材育成の目的

消防行政を取り巻く社会環境は大きく変化し、少子高齢化の進展、長引く景気低迷、環境問題への関心の高まりなどにより住民のニーズは高度・多様化しており、消防の果たすべき役割とそれらに対する住民の期待は従前にも増して大きくなっている。 こうした中、本組合では限られた人的資源の中で、地域の「安全・安心」を提供するために、職員の一人ひとりが目的意識を明確にしてその任務を遂行するとともに、組織として職員の能力を最大限に発揮させることが必要不可欠となっている。 そこで、組織における人材の育成が今後において欠かせぬ重要な要素であるため、積極的な職場研修（OJT研修）や職務遂行に必要な知識と教養を身につける等効果的な研修に取り組むとともに、活力ある職場づくりを積極的に推進していくことを目的とする。
--

(2) 基本目標

「多様な能力を持った能動的な消防職員による消防行政の展開」

(3) 職員像

○ 規律を保持する職員

消防は、規律に始まり規律に終わるといわれています。

公務員は全体の奉仕者であり、著しく信用を失墜するようなことは絶対に許されません。地域住民に信頼される消防職員の第一条件は、規律の保持にあり、日頃の勤務において常に留意しなければなりません。

○ 「和」の心を持つ職員

消防は特異な業務であり、常に有事に対する心構えを失ってはならず、それは組織の中の一員として、それぞれの責任につながります。一人でも個人プレーを行う者がいれば組織の統制はとれません。「和」をもって仕事をするのが、地域住民の負託に応えることにつながるものと考えます。

○ 平等・誠実な視点を持つ職員

公務員は、住民の立場で仕事をしなければなりません。常に住民が消防に何を求めているのかを洞察することに心がけ、目まぐるしく変容する時代の中にいることを各職員が認識し、自らが改革する意識を持って努力と研鑽する気持ちを保持しなければなりません。

(4) 研修実績 (令和6年度)

1 消防大学校・消防学校研修				
消防大学校	教 育 合	「幹部科第78・79期」 (8.19～10.4・10.7～11.22)		2名
		[予防課1名・西署1名]		
	講 実 習 務	緊急消防援助隊教育科「指揮隊長コース」 (4.18～5.1)		1名
		[南 署]		
		緊急消防援助隊教育科「NBCコース」 (R7.1.9～1.30)		1名
		[南 署]		
		緊急消防援助隊教育科「高度救助・特別高度救助コース」 (R7.1.31～2.18)		1名
	[南 署]			
講 特 習 別	通信指令「リモート形式」 (11.13)		1名	
	[指令課]			
県消防学校		初任総合教育 (4.9～11.29)		10名
		[令和6年度新採用者]		
	教 育 部	幹部科 (5.13～5.24)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
	教 育 科	救急科 (初任総合教育内)		11名
		[中央署1名・令和6年度新採用者]		
		警防科 (12.2～12.13)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		火災調査科 (R7.1.20～1.31)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		予防査察科 (R7.3.3～3.14)		4名
		[中央署1名・南署1名・西署2名]		
	教 育 別	はしご自動車研修 (11.18～11.20)		5名
		[中央署2名・南署1名・西署2名]		
		無線従事者講習 (11.14・11.15)		11名
		[指令課1名・令和6年度新採用者]		
		山岳救助指導者養成研修 (10.21～10.24)		1名
		[南 署]		
		水難救助研修 (7.1～7.5)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		通信指令員研修 (7.10～7.12)		2名
		[指 令 課]		
		玉掛け技能講習 (12.18～12.20)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		小型移動式クレーン運転技能講習 (2.5～2.7)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		玉掛業務従事者安全衛生教育 (12.17)		2名
		[中央署・西署各1名]		
		濃煙熱気実火災研修 (6.19・6.26・9.11・9.18・10.9・10.16)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		機関員研修 (9.30～10.4)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		女性消防吏員研修 (2.13・2.14)		4名
		[総務課1名・中央署2名・南署1名]		
		フルハーネス型墜落制止用器具講習 (2.14)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
		救急隊長研修 (R7.1.16・1.17)		6名
		[中央署・南署・西署各2名]		
			小計	116名

2 昇任者研修		
主査昇任者研修	「山梨県市町村職員研修所」 (7.25・8.1)	9名
	[本部1名・中央署2名・南署4名・西署2名]	
消防司令昇任者研修	「山梨県市町村職員研修所」 (7.26・8.2・11.8・11.15)	6名
	[本部2名・中央署1名・南署3名]	
管理主査昇任者研修	「山梨県市町村職員研修所」 (11.12)	2名
	[南 署]	
課長昇任者研修	「甲府市役所本庁舎 6 階大会議室」 (4.9)	1名
	[南 署]	
室長昇任者研修	「甲府市役所本庁舎 6 階大会議室」 (4.22)	2名
	[本 部]	
	小計	20名
3 資格取得研修		
大型自動車等運転免許技能教習	南アルプス市「山梨自動車学校」 (6月～年度内)	12名
	[中央署4名・南署5名・西署各3名]	
救急救命士新規養成課程 (第66期)	東京都八王子市「東京研修所」 (4.3～9.30)	2名
	[南 署]	
衛生管理者受験講習会	「山梨県中小企業人材開発センター」 (6.10・6.11・6.17)	3名
	[中央署・南署・西署各1名]	
チェーンソー作業従事者特別教育講習会	南アルプス市「木の国サイト情報館」 (7.17～7.19・8.7～8.9)	12名
	[南署・中央署・西署各4名]	
	小計	29名
4 専門研修		
新採用職員研修	消防本部 (4.1～4.5)	10名
	[令和6年度新採用者]	
ハラスメント等相談窓口 相談員向けW e b 研修会	消防本部「防災対策室」 (12.20)	2名
	[人事課]	
消防・救急緊急自動車 運転技能者課程	茨城県ひたちなか市「安全運転中央研修所」 (R7.1.7～1.10・R7.1.25～1.28)	2名
	[中央署・南署各1名]	
令和6年度消防職員安全衛生管理研修会	東京都港区「三田NNホール」 (R7.1.16・1.17)	1名
	[人 事 課]	
パワーハラスメント研修	山梨県消防学校「大教室」 (7.11・7.12)	168名
	[本部48名・中央署40名・南署45名・西署35名]	
財務基礎研修	「山梨県市町村職員研修所」 (7.12)	2名
	[企画財政課]	
地方公会計研修	「山梨県市町村職員研修所」 (7.31)	2名
	[企画財政課]	
令和6年度法制・広報研修会	神奈川県横浜市「横浜市開港記念会館」 (8.27)	2名
	[総務課・企画財政課各1名]	
消防実務講習会	神奈川県横浜市「横浜市開港記念会館」 (10.24)	2名
	[警防課]	
	小計	191名
5 横浜市消防局研修派遣		
横浜市消防局長期研修派遣	神奈川県横浜市「横浜市消防局予防部予防課」 (4.1～3.31)	1名
	[総務課]	
	小計	1名
6 総務省消防庁研修派遣		
総務省消防庁長期研修派遣	東京都千代田区「総務省消防庁広域応援室」 (4.1～3.31)	1名
	[総務課]	
	小計	1名
研修人員 合計		358名

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生福利に関する計画

職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
産業医健康面談	産業医による健康面談(通年・随時)
保健師健康面談	保健師による健康面談(通年・随時)
ストレスチェック	ストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。
人間ドック受診への助成	壮年者の人間ドック受診に対する助成(35・40・45・50・55・60歳の職員の受診に係る自己負担金及びオプション検査料の一部を助成。)

(2) 職員の厚生福利の実施状況

ア 職員の健康診断の実施状況

項目	検診時期	対象者
定期健康診断	4月～5月	全職員
第二次健康診断	6月	要再・精密検査者
隔日勤務者定期健康診断	10月	隔日勤務の全職員
胃検診	1月	40歳以上の職員
壮年者特別検診	8月～3月	35・40・45・50・55・60歳の職員
B型肝炎抗原・抗体検査及び各種ワクチン接種	4月～3月	令和6年度採用職員等

(3) 職員の衛生管理体制

甲府地区広域行政事務組合消防職員衛生管理規則等に基づき衛生委員会を設置し、職員の衛生に関する事項について調査審議を行っています。

(4) 公務（通勤）災害の発生状況（令和6年度）

区分	公務災害	通勤災害	合計
地方公務員災害補償基金山梨県支部による認定	1件	0件	1件

11 公平委員会の業務の状況に関すること（令和6年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし